

平成28年度 学校教育の指針

平成27年11月12日

立川市教育委員会

立川市教育委員会は、立川市教育委員会の教育目標を達成するために、教育目標の4つの視点「確かな力」「やさしい心」「個を輝かせ」「社会のために」及び立川市第2次学校教育振興基本計画を踏まえ、学習指導要領に基づき、「生きる力」の育成の基盤となる確かな学力と豊かな心を育む教育の一層の充実を図る。そのために、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念のもと、教育振興基本計画の3つの基本方針と9つの基本施策を基に平成28年度において重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示す。

平成28年度は、学力・体力向上、特別支援教育の充実、小中連携教育の推進を重点課題とし、ネットワーク型の学校経営の推進を通してその解決に向け取組を進める。

各学校においては、市の教育目標及び本指針を踏まえて、学校の教育目標や基本方針、指導の重点等を設定し、次代のまちを担う児童・生徒の育成のために創意ある学校経営を推進する。

I 学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

1 〔学力向上〕

(1) 授業改善の推進

① 主体的・協働的な学習の推進

- ・国及び都の学力調査、東京ベーシック・ドリル等の分析及び学力向上推進計画を踏まえ、児童・生徒の実態に基づき作成した授業改善推進プランを基に、授業改善を行う。
- ・児童・生徒に授業のねらいを明確に示し、授業に見通しをもたせ、また振り返りをさせる等、授業改善の工夫を行い、学びの質を高める授業づくりにより学力を向上させる。
- ・児童・生徒が自ら課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導の方法等を充実させる。

② 習熟度別指導及び少人数指導の充実

- ・算数・数学科における習熟度別指導、英語科における少人数・習熟度別指導により個に応じた指導の充実を図る。

③ 学習機会の複線化

- ・基礎学力の定着に向けて、教員・学習支援員等による放課後や長期休業日、土曜日を活用した補充的な学習の機会の拡充を図るとともに、広報等を通じ家庭学習の重要性について啓発を行い習慣化につなげる。

(2) 教育力向上の推進

① 教育力向上推進モデル校の指定

- ・算数・ICT教育等の教育力向上に資するモデル校を指定し、授業公開を通して授業改善モデル案を示す等、研究成果を広く発信し、他校の授業改善にも結び付け、児童・生徒の学力の向上を図る。

② 学力向上施策の推進

- ・指導力向上巡回アドバイザーを小学校「算数」、中学校「理科」に派遣する等、学力ステップアップ推進地域指定事業の内容を充実し、基礎的・基本的な学習内容等の定着の徹底とその活用を図る。

(3) 小中連携外国語活動の推進

① コミュニケーション能力の向上

- ・小学校外国語活動の充実及び中学校英語教育との円滑な接続を図るために、小学校教員と中学校英語科教員または外国語指導助手によるティームティーチングによる外国語活動を実施し、児童・生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・小中連携外国語活動開発委員会を設置し、開発委員会による指導案作成及び模範授業を実施する。

(4) ICT教育の推進

① ICTを活用した授業の推進

- ・ICTによる「新しい学び」の創造により児童・生徒の学力の向上を図るために、大型テレビやタブレット等の活用により、学習課題への興味・関心を高めるとともに、視覚的な理解を支援する等の授業づくりを推進する。
- ・コンテンツライブラリーを開設し、指導案及びワークシート、教材等の学校間の共有化を図り、ICTを活用した授業の推進を図る。
- ・情報社会における正しい判断力や望ましい態度を育てるとともに、危険回避への理解を図る等、情報モラルを主体的な学び合いにより身に付けさせ、情報を適切に選択し活用する能力の一層の育成を図る。

② ICT教育推進事業の展開

- ・教育力向上推進モデル校（ICT教育）を指定し、モデル授業を公開する。
- ・ICT教育開発委員会を設置し、学校ICT教育機器を活用した事例・指導案・コンテンツの開発を行う。

2 〔豊かな心を育むための教育の推進〕

(1) 心の教育の推進

① 人権教育の推進

- ・「ふれあい月間」及び「いじめ解消・暴力根絶旬間」並びに「人権週間」等における各学校及び中学校区での児童・生徒主体の創意工夫ある取組を通して人権尊重の理念を正しく理解させ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認識させ、実際の態度や行動に表れるようにする。
- ・小・中学校全校で東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を実施し、教員の人権意識や人権感覚の向上を図る。

② 道徳教育の推進

- ・道徳教育開発委員会を設置し「特別の教科 道徳」の導入の検討及び開発委員による提案授業を実施する。
- ・「特別の教科 道徳」の小・中学校全校実施に向けて、「東京都道徳指導資料集」及び「私たちの道徳（文部科学省）」等の資料集を積極的に活用し、公開授業等を通しその内容を広く発信する。

(2) 健全育成の推進

① いじめの防止

- ・「立川市子どものいじめ防止条例」、「立川市子どものいじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を基に、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために学校・家庭・地域との連携及び教職員の連携・協力をさらに進め、組織的・継続的な児童・生徒の状況把握と即時対応の徹底を図る。

② 体罰・暴力の根絶

- ・体罰・暴力は、児童・生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められることではないとの認識のもと、信頼関係に基づいた指導や児童・生徒の立場に立ち、気持ちに寄り添った指導の徹底を図る。

(3) 国際理解教育の推進

① 伝統文化と国際理解の推進

- ・国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りをもち、多様な文化を尊重できる態度や資質を養うために、各教科等を通して日本及び立川の伝統文化への理解及び国際理解教育の推進を図る。
- ・進んで地域の行事や活動に参加するよう促し、体験を通して郷土や地域を愛する心情や態度を養い、次代を担う「立川市民」の育成を図る。

(4) 読書活動の充実

① 読書活動の推進

- ・読書習慣の定着に向け、保護者、地域と連携した読書活動を展開するとともに、市立図書館との連携、学校図書館支援指導員等の利活用及び児童・生徒の委員会活動の充実を通して読書活動を推進する。

(5) 社会との関わりを活かした活動の推進

① 環境教育の推進

- ・各学校におけるごみ減量化に向けた取組、緑のカーテン作り等を通して環境教育の推進を図る。

② 社会生活との関わりでの推進

- ・中学生の主張大会等への小・中学生の参加等、各教科等で学んだことを活かす活動や社会生活との関わりを活かした活動を通して、豊かな心の育成に努める。

また、「立川市民科」での学びを基に、関係機関や団体と連携して主権者教育に取り組む。

3 〔体力の向上と健康づくりの促進〕

(1) 体力向上の推進

① オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・市内全校の児童・生徒に向け、大学等との連携により、2020年のオリンピック・パラリンピックを契機とする多様な学習機会を創出するとともに、自己の体力及び運動能力の向上を図る取組も強化する。
- ・「立川市アクティブプラン to 2020【学校版】【家庭版】」を作成・活用し、体育授業等の内容・

方法の改善、日常的な運動・スポーツの実践による健康増進に向けた取組の充実を図る。

- ・教育力向上推進モデル校（体力向上・小中連携）を指定し、小・中学校の連携による体力向上を図る。
- ・オリンピック・パラリンピックを契機に市民全体のスポーツへの関心を高めるとともに、運動の習慣化による健康づくりを行う施策の一環として取り組まれるラジオ体操の普及について、小・中学校においても中学校区ごとに取組の充実を図る。

② 専門的な技能を有する人材の活用

- ・基礎的・基本的な運動能力の向上を図るために、大学と連携した小学校体育授業の実施や体育協会等と連携した授業及び運動部活動の支援を行う等、専門的な知識・技能を有する人材の活用を図る。

(2) 健康づくりの推進

① 健康教育の推進

- ・病気の予防及び健康の保持増進、薬物乱用防止等の健康教育推進のため、体育・保健体育科の保健分野及び家庭科等の教科における指導とともに、養護教諭等や学校医等と連携した取組を推進する。

② 基本的な生活習慣の定着

- ・早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝い、学校のきまりを守る等の基本的な生活習慣の定着を図る。そのために、中学校区を単位とした小中連携による取組を積極的に推進する。

(3) 学校給食の充実

① 食物アレルギー対応の徹底

- ・小学校給食におけるアレルギー対応方針に基づき、行政・学校・保護者・調理関係者の情報共有の徹底、調理、配膳等における確認作業を徹底し、食物アレルギーをもつ児童に、安全・安心な給食を提供する。
- ・市及び小・中学校において食物アレルギー研修を実施し、事故の未然防止に向けた取組の徹底を図るとともにアレルギー症状への具体的な対応力を身に付けさせる。

② 食育の推進

- ・児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けることを目的に、栄養士が学級担任等と連携し、学校給食を活用した食育の支援指導を行う。
- ・各校の食育リーダーを中心に、「食」を通して、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む、心と体の健康づくりを推進する。

③ 安全で安心な給食の提供

- ・食物アレルギーへの対応等、安全で安心な給食の提供と中学校給食の完全実施を目指して新共同調理場の検討を進める。

Ⅱ 教育支援と教育環境の充実

～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

4 〔特別支援教育の推進〕

(1) 児童・生徒のニーズに合った教育の充実

① 早期連携・早期支援の充実

・発達相談から、教育相談・就学相談へ確実につなぎ、小学校における就学支援シートの活用や個別指導計画への反映を図る。

② 特別支援教育に関わる関係機関との連携

・小・中学校において障害者福祉、健康担当課、外部の医療機関や福祉施設等とネットワークを構築し、特別支援教育の推進を図る。

③ 特別支援学級等の整備及び充実

・特別支援学校との連携を図り研修を実施する等、特別支援教育に関する教員の指導力の向上を図る。
・小学校において特別支援教室の環境整備を行うとともに、巡回指導教員による特別支援教室における指導及び通常の学級担任等への支援を行う。

(2) 専門性向上の推進

① 巡回相談の充実

・教育相談員（心理職）を定期的に学校へ派遣し、配慮が必要な児童・生徒の実態把握に向けた支援や、教員の指導に対する助言等を行い、個に応じた指導の充実を図る。

(3) 交流事業の推進

① 交流及び共同学習の推進

・様々な学習場面を通して特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に推進し、特別支援教育の充実を図る。

② 副籍制度の実施

・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に応じて副籍制度による交流を実施し、その取組等の情報発信を行う。

5 〔学校運営の充実〕

(1) 児童・生徒等への支援

① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のさらなる活用、子ども家庭支援センターや民生委員・児童委員等による地域での支援を通し、児童・生徒が抱える課題の解消及び学校生活の充実を図る。

② 適応指導教室の充実

・不登校児童・生徒の学習指導や教育相談、適応に向けた支援を行うために、適応指導教室の充実及び在籍校と連携した不登校の改善及び解消を図る。

③ 小学校社会科副読本・中学校社会科資料集の活用

- ・立川市民科の指導資料として地域や姉妹都市大町市の情報等の内容を充実させ、さらなる活用を図る。

(2) 学校運営への支援

① 学校事務の共同実施の推進

- ・学校管理職や教員への事務負担の軽減等を目指して、学校間の事務における業務処理の共有化を通して、組織的かつ効率的な学校運営体制の充実を図るために、共同実施導入に向けた検討及び試行を行う。

6〔教育環境の整備〕

(1) 環境整備の推進

① 計画的な学校施設の改修

- ・学校施設の長寿命化を図るとともに、より良い教育環境を整備するために、「立川市公共施設保全計画」に基づき、第八小学校の大規模改修工事を行う。

また、平成29年度に工事を予定している、第五小学校及び南砂小学校の大規模改修工事に係る実施設計と立川第一中学校及び立川第二中学校の中規模改修工事に係る実施設計を行う。

② 学校施設の整備の改修

- ・老朽化した管理諸室等の空調機の改修を行うとともに、空調機が未設置の特別教室への空調機設置に取り組む。

また、不審者対策のため学校内に設置している防犯カメラの改修に向けた取組を計画的に進め、安心・安全な教育環境を整備する。

③ 小学校の統合及び校舎の建替え

- ・平成27年9月10日に教育委員会で決定した「けやき台小学校と若葉小学校の統合方針」等に基づき、学校統合に向けて準備を進めるとともに、校舎の建替えについては公募市民を含めた「新校舎建設マスタープラン検討委員会」を設置し、新校舎の基本方針や目指すべき小学校の在り方等、マスタープラン（基本構想）の検討を行う。

(2) 防災時の対応

① 災害時の避難所機能の整備

- ・平成26年度と27年度に小・中学校にマンホールトイレを順次設置してきたが、平成28年度は残り8校の小学校にマンホールトイレを設置し、災害時の避難所機能の充実に向けた整備を進める。

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

7 [ネットワーク型の学校経営システムの構築]

(1) ネットワーク型の学校経営の推進

① 開かれた学校づくりの推進

- ・学校と保護者・地域等が連携した教育活動を推進するために、授業や学校行事の積極的な公開及び学習ボランティアの導入拡大に努める。
- ・地域との信頼関係をさらに深めるため学校ホームページを活用し、きめ細かく情報を発信する。
- ・学校評価（児童・生徒評価、保護者評価等）を組織的・継続的に実施し、この中で学校評価の実施に係る共通項目及び小中連携教育に係る項目についての結果を分析し、学校教育の改善に活かす。

② 大学・研究機関との連携

- ・研究機関や大学、産業界等との連携体制を強化し、市民力を活かした教育活動の一層の推進を図る。

③ 地域の教育力の活用

- ・児童・生徒の学習支援や学校生活支援の充実に向けて、保護者や地域住民との連携・協力体制をさらに推進する。
- ・学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を活かし、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成し、地域コミュニティの活性化を図る仕組みである「学校支援地域本部事業」を導入し、地域コーディネーターによる学校支援を組織的に展開し、児童・生徒の学びの充実とともに、地域とのつながりを強化し、地域教育力の向上を図る。

④ 職場体験学習の充実

- ・公的施設や事業所、諸団体と連携・協力体制づくりを進め、職場体験学習の実施方法の見直しや受け入れ事業所の拡大を進め、キャリア教育の充実に向け中学生の職場体験の拡充を図る。

(2) 学校と家庭の連携

① 家庭学習の習慣化

- ・「家庭学習推進リーフレット」を活用し、各学校及び中学校区においてあらゆる機会を活用して家庭学習の習慣化に向けた取組を強化する。

(3) クラブ活動・部活動等の充実

① 市民力の活用

- ・大学や関係諸団体等の市民力を有効活用し、クラブ活動や部活動を実施し、学校生活の充実を図るとともに、生涯にわたり、スポーツ、文化、科学、芸術に親しんだり追究したりする資質や能力を高める。

8 [小中連携の推進]

(1) 小中連携教育の推進

① 小中・小小連携教育の推進

- ・中学校区を単位とした経営方針の共有化及び義務教育9年間を通じた教育課程の円滑な接続を図り、児童・生徒による共同学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動の推進

を図る。

- ・中学校区内の幼・保・小連携を踏まえて小小連携教育をさらに充実させ、中学校区が一体となり教育活動を推進する。

② 立川市民科の推進

- ・「立川市に愛着をもち、主体的にまちに関わり、まちに貢献しようとする子ども」の育成を目指し、「立川市民科」を教育課程に位置付け中学校区が一体となり推進する。
- ・児童・生徒が地域に関わり貢献する観点から関係機関とも連携して「立川市民科」において救命講習等を含む防災教育の取組を推進する。

③ 幼保小連携教育の推進

- ・園児に小学校生活を体験させる等、子どもや職員の日常的な相互交流を意図的・計画的に実施し、幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続を図る。

(2) キャリア教育の推進

① 自己実現への意欲・態度の育成

- ・小・中学校全校においてキャリア教育全体計画を作成し、自己の生き方やキャリア形成を考えさせ、主体的にまちや社会と関わり、自己実現を図ろうとする意欲や態度を培うキャリア教育を推進する。

② 職業観・勤労観の育成

- ・小中連携教育による「立川市民科」の取組及び経済団体等と連携して職場体験学習の充実を図り、小・中学生の望ましい職業観・勤労観を育成する。

9 [児童・生徒の安全・安心の確保]

(1) 安全教育の推進

① 安全教育プログラムの活用

- ・安全教育プログラムを活用し、犯罪や事故、災害等の危険を予測して回避する能力や、地域の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

② 登下校の安全対策

- ・登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぐために、シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携を推進し、地域全体で児童の安全確保に取り組む。
- ・学校や地域が連携して行っている通学路の見守り活動を補完し、さらなる安全確保を図るため、通学路防犯カメラの設置を進める。

(2) 防災教育の推進

① 自然災害への知識の習得

- ・防災ノート「東京防災」等を積極的に活用し、学校における避難訓練等の安全指導を通して、災害に対する知識・理解を深めるとともに、危険から身を守る実践力を高める。

② 自然災害への対応

- ・学校が行う防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、「立川市民科」の学びも活かして地域の一員としての自己の役割の理解や対応力を高める。